告訴状

江東区長殿

城東警察署長殿

住所 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 1 0 - 6 0 9 電話番号 080-4658-1518 氏名 孫 樹斌 印

> 2021 年 12 月 18 日 告訴人 孫 樹斌 被告訴人 秋山 貞仁

告訴の趣旨

被告訴人の以下の行為は、国税徴収法第七十六条、国税庁第 47 条関係 差押えの要件の 違反、個人情報の不正取得(個人情報の保護に関する法律)に該当するので、被告訴人を 厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。

告訴事実

被告訴人は、令和3年10月28日、事前調査なし、事前催告連絡なし、告訴人の三菱UFJ銀行口座を差押え、告訴人のクレジットカード返済は失敗になった。被告訴人の行為は国税徴収法第七十六条、国税庁第47条関係 差押えの要件を違反した。

【乙6の4】

告訴人は 今 大宇宙ジャパン株式会社と東京地方裁判所で 民事訴訟を行っている。 告訴人は 複数銀行口座がある、2021年10月の時、この中で20万円以上預金の 口座もある。なぜ わざわざ 給料専用の三菱 UFJ 銀行口座を差押したか?被告訴人の 差押調査は被告訴人の個人情報を不正な取得した。2021年12月16日相談の時 銀行へ税務調査依頼の記録を提出しない、当日面談の時 「差押調査がない」を口頭承 認した。(面談録音あり)

このように、被告訴人が公然と国税徴収法業務ルールを違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回差押えの解除が成立します。

そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。

以 上

証拠方法

1. 東京地方裁判所令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件 乙第6号証